

平成27年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成27年9月24日
午前9時30分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	黒崎益範
住民生活部長	乾善亮	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 決算審査特別委員長報告について
- 日 程 5. 各常任委員会の先進地視察について
- 日 程 6. 議会運営委員会の先進地視察について
- 日 程 7. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 研修会への参加派遣について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長（宮崎和彦君） それでは、去る9月11日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、委員会所管にかかわる事案について報告を受け、審査を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、継続審査について、1番目として、都市基盤整備事業に関することについて、都市計画道路の整備促進について、理事者より報告事項はありませんでした。質疑等ありませんでした。

2番目として、JR法隆寺周辺整備事業に関することについて、理事者より報告事項はありませんでした。委員より、法隆寺駅より北のスーパー跡地に計画されているマンションの高さ制限の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、各課報告事項について、議案題42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、理事者より、国の地域経済循環創造事業交付金を活用して、法隆寺北口空きテナント3区画と法隆寺近くの空き家7区画の10区画で、新規起業家の発掘と応援事業として店舗開設初期投資費用を支援する補助金1,050万円増額補正するものであると説明、報告されました。委員より、店舗の中身について、北口商店街の空き店舗数と業種について、第二創業者の参加について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

2番目として、斑鳩町における空き家等対策の実施体制について、空き家等の相談を1つの窓口で対応できるよう、総合相談窓口を総務課に設置する、窓口で受けた相談は、内容により各課で対応し、空き家等及び跡地の活用促進は、政策企画調整幹事会議において議論、検討していくと説明、報告されました。委員より、具体的な対応について質疑がありました。理事者より一定の答弁がされました。

創業支援事業計画（案）について、町が総括的な立場として、認定連携創業支援事業

者である斑鳩町商工会を初め、金融機関、経済団体などと連携をとり、平成27年10月から平成30年9月にかけて、年間目標として、創業支援対象者数35件に対して、創業者数7件とし、創業前後の経営方針・経営実態に合わせた支援を行うものであると説明、報告されました。委員より、周知について要望がありました。

JR法隆寺駅南北の自由通路のエスカレーターの落書きについて、説明、報告されました。委員より、防犯カメラとその前後について、防犯カメラの撮影範囲について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、ゴルフ場における電気柵の安全確認結果について、法隆寺カントリー倶楽部は撤去されて、いかるがゴルフセンターは安全を確認したとの報告がされました。質疑等はありませんでした。

次に、大和川遊水地整備に係る環境調査の実施について、遊水地事業候補区域周辺の自然環境、生活環境等を把握することを目的とし、騒音、振動、交通量、水質、地下水、動植物、景観等に関する調査が行われるものであると報告されました。質疑等はありませんでした。

次に、その他について、委員より、iセンターのバス停について、イカリトンボ前のバス停について、法隆寺線北詰交差点について、高塚町町営住宅地の地域交流館建設について、三代川の法隆寺駅の踏切から南側の改修について、三代川の無許可の橋について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、先進地視察についてを議題とし、10月19日、滋賀県日野町に民泊について視察することが決まりました。

以上が、開会中における当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理しますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程2. 厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

2番、小林委員長。

○厚生常任委員長（小林誠君） それでは、9月14日に、本会議より付託を受けた議案等を審査するために厚生常任委員会を開催いたしましたので、その審査結果についてご報告をいたします。

まず、9月定例会の付議議案について、（1）議案第41号 斑鳩町手数料条例の一

部を改正する条例について、条例要旨に基づき説明があり、委員からの意見の後、本案についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第４３号 平成２７年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、理事者から詳細な報告を受けたのち、本案についてお諮りしたところ、当委員会として原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第４４号 平成２７年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、委員よりの質疑として、１つ、利用状況と給付費についての質疑があり、理事者より一定の答弁の後、本案についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（４）議案第４５号 平成２７年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、委員からの意見の後、本案についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（５）陳情第２号 高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望について、なお、要望の一つであります改正派遣法案については既に成立しており、願意が達成されておりましたので議論の対象から外し、その他の要望についてを審査を行いました。委員からのご意見や質疑として、１つ、広域７町の国庫補助金と町補助金の状況について、２つ、シルバー人材センターの土地、建物の賃貸借について等の質疑があり、理事者から一定の答弁がなされております。

全委員からご意見をお聞きした後、本案についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上が、９月定例会の付議議案に関する審査の結果であります。

続いて、２．継続審査について、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて議題とし、審査を行いました。理事者からの報告が一つ、平成２８年度より、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の精神に基づき、生ごみ分別収集業務を有限会社清水環境開発に委託業務する計画について、これから協議を行っていく旨の報告を受けました。委員からの質疑として、１つ、現在の収集委託業務の経費について、２つ、町の収集職員の人数と委託後の収集体制について、３つ、平成２８年度の生ごみ分別収集業務の予測について等の質疑があり、理事者から一定の答弁がなされております。

次に、３．各課報告事項について、（１）議案第４２号 平成２７年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）について、当委員会の所管に関する補正についての審査を行いま

した。委員からの質疑として、1つ、取りかえるエアコンの使用期間について質疑があり、理事者から一定の答弁がなされております。

次に、(2)斑鳩町における空家等対策の実施体制について、委員からの質疑として、1つ、これまでの対応と可能性のある特定空家の件数について、2つとして、税制上の措置について質疑があり、理事者から一定の答弁がなされております。

次に、(3)平成27年度高齢者インフルエンザ予防接種の接種費用について報告がありました。

以上が、各課報告事項についての概要であります。

最後に、4.その他について1点、平成24年度から行政と議会と連携して行っているポイ捨て禁止啓発キャンペーンについて、ことしも11月8日日曜日に行うことのご報告をいたしております。

以上が、開会中における厚生常任委員会の概要であります。なお、詳細につきましては会議録に整理させていただいておりますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(中西和夫君) 次に、日程3.総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

7番、嶋田委員長。

○総務常任委員長(嶋田善行君) それでは、総務委員長報告をさせていただきます。

去る9月15日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要をご報告いたします。

まず、本会議より付託を受けました5議案についてであります。

議案第37号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定され、国民一人ひとりに個人番号が付されることとなった。この個人番号は個人情報に該当し、特別な保護措置が定められており、その趣旨を踏まえて必要な措置を講ずるための改正である。その主な改正内容は、特定個人情報の目的外利用の制限、開示請求を行うことのできる者の制限等であります。委員より、目的外利用または開示請求等について質疑がなされました。本件については、賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。教育長が一般職から特別職となることから、

教育長の給与等及び町長、副町長、議会議員の給与、報酬等を斑鳩町特別職報酬等審議会に諮問し、その答申により、現行より約3パーセントアップして、議長は36万円、副議長は30万2千円、議員は28万4千円に改正するものであり、平成28年4月1日より施行することとあります。委員より、常勤特別職は給与、非常勤特別職は報酬という支払いになっているが、この給与と報酬の考え方の違いについてや特別職報酬等審議会の構成メンバーについてなどの質疑がありました。本案につきましては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。斑鳩町特別職報酬等審議会の答申により、給与月額を、町長は現行80万円から81万8千円に、副町長は67万1千円から68万5千円に改正する。また、今回新たに地域手当を支給する。そして、平成19年4月1日より講じられていた減額措置を終了するものであり、平成28年4月1日より施行することとあります。委員より、地域手当、減額措置の終了についてなどの質疑がありました。本案につきましては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。斑鳩町特別職報酬等審議会の答申により、教育長の給与月額を、現行57万円から59万8千円に改正する。また、特別職になることから、扶養手当、住居手当及び勤勉手当の支給を廃止するとともに、期末手当の支給率等の改定を行う。また、新たに地域手当の支給及び平成24年4月1日からの減額措置の廃止を行う。施行日は、平成28年4月1日であるとのこととあります。委員より、特別職と一般職との違いについてなどの質疑がなされています。本案についても満場一致で原案どおり可決することに決しました。

なお、この議案第38号から議案第40号までの3議案につきましては、私は了とすることにちゅうちょしていることを表明しております。

次に、議案第42号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてであります。補正額は、歳入歳出それぞれ3億6,838万2千円の増額補正であります。歳入につきましては、地方交付税で1億8,036万9千円、地域経済循環創造事業交付金で1,050万円、繰越金で1億4,434万6千円などの増額補正であります。歳出につきましては、地域集会所施設整備費等補助金198万7千円、徴税費で339万円、自立支援給付費国庫負担金の精算に伴い、超過交付分の返還金316万1千円、臨時福祉給付金事業国庫補助金の精算に伴い、超過交付分の返還金460万2千円、地

域経済の活性化の補助金1,050万円、予備費3億3,768万円などの増額補正であります。委員より、地域集会所施設整備費等補助金について、質疑、意見がなされました。本案については、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が、付託案件の審査概要と結果であります。

続きまして、継続審査案件であります斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。

理事者より、8月21日の一日学芸員体験については6名の参加者があったこと、斑鳩考古学講座については9月20日に、また、斑鳩町文化財活用センター運営委員会は11月11日に開催予定であること。次に、10月29日から11月29日まで、秋季特別展「藤ノ木古墳と大和の横穴式石室―出土品との比較から見えるもの―」にあわせ、10月31日と11月1日の土、日に藤ノ木古墳の石室特別公開及び11月3日には史跡藤ノ木古墳記念シンポジウム「斑鳩藤ノ木古墳の30年間の調査、研究成果をふりかえる」を開催予定であることなどが報告されました。委員より若干の質疑がなされております。なお、この斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することにつきましては、継続審査案件として、閉会中も引き続き審査を行うことといたしました。

続きまして、各課報告事項であります。

1つとして、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業についてであります。協働のまちづくり支援制度の一つとして、平成28年度から、町が掲げる7つの要件の全てに該当する住民活動団体に対し、行政との協働事業の提案を募集し、採択した事業に補助金を交付するというものであります。委員より、住民団体の活動の継続性の判断について、選考委員会の構成メンバーについてなどの質疑がなされました。

2つとして、斑鳩町地域集会所施設整備費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱案についてであります。地域集会所の補助金について、その建築に係る単価の基準を設けるべきであるとの意見を受け、新築の場合、補助金の対象は建築単価20万円以下の部分に限るものであるとのことです。委員より、補助金を出した過去の集会所の単価についてなどの質疑がなされました。

次に、3つとして、斑鳩町における空家等対策の実施体制についてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法の全面施行により、斑鳩町ではさまざまな空家等に関する相談をワンストップで応じることが可能な総合相談窓口を総務課に設置し、相談内容に応じ、部門別に対応を図る体制にするとのことです。

4つとして、斑鳩町学習支援事業の実施概要案についてであります。教育委員会は、

家計に余裕がなく家庭学習を十分に受けることができない児童生徒に特別な配慮が必要であるとの認識のもと、学力の向上等を図る取り組みの一つとして、学習支援事業の実施を検討している。その内容は、学力及び学習意欲の向上並びに地域コミュニティの活性化を図る目的として、町立学校に在籍する児童生徒を対象に、小学校では4年生から6年生まで、国語及び算数を平日週2回、中学校では1年生から3年生まで、数学及び英語を週1回程度の学習支援を行うことを考えている。利用料は月額1,000円とし、学校の教室などを利用予定とのこと。委員より、指導員の報酬、応募予定人数などの質疑がなされました。

最後に、町民プールの利用状況についてであります。今年度は、7月1日より8月31日までの62日間で7,036名の利用者があったことなどの報告がなされました。

以上が、各課報告事項の概要であります。

続きまして、その他として、委員より特段の質疑はありませんでした。なお、11月4日の史跡の整備、維持管理について、香芝市の尼寺廃寺跡及び桜井市の山田寺跡を先進地視察することに決定いたしました。

以上が、当委員会の概要報告であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、その後ごらんいただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4. 決算審査特別委員長報告について、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

10番、坂口委員長。

○決算審査特別委員長（坂口徹君） それでは、決算審査特別委員長報告をさせていただきます。

去る9月8日、9日、10日の3日間にわたり、全委員出席のもと、本会議から付託を受けました議案第46号 平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第2号から認定第8号までの計8案件についての審査を行いましたので、その概要と審査結果について、ご報告いたします。

最初に、代表監査委員から決算審査意見書に基づく報告を詳細に報告いただきました。これについての質疑はありませんでした。

次に、一般会計及び各特別会計の決算概要につきましては、監査結果報告及び理事者からの説明と重複することから、会計管理者からの説明を省略することの了承をいただき、決算状況の資料に基づき質疑をお受けしたところ、質疑はありませんでした。

続いて、健全化判断比率報告及び一般会計歳入全般について説明を受け、その後、一般会計歳出及び各特別会計並びに水道事業会計について、それぞれの説明を受けた後、質疑を行って審査を進めました。

審査に当たっては、委員から数多くの質疑・意見等がありました。本日の報告ではその内容を省略させていただきますが、会議録に整理させていただきますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

審査の結果につきましては、議案第46号 平成26年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第3号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成26年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての6議案は、満場一致で可決、認定すべきものと決し、認定第2号 平成26年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案は、賛否の討論の後、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上が、3日間の審査の概要と結果であります。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

まず初めに、議案第37号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、議案第37号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての反対の立場から意見を申し上げます。

まず私は、この制度の導入そのものに反対の意見を持っております。

マイナンバー制度は、今までの住民基本台帳から飛躍的に管理項目が増大します。自治体は、その情報を本人に速やかに開示できるように常に備えている状況となります。しかし、だからこそ事故や故意にかかわらず、情報の漏えいは完全に防ぐことはできないと言えます

この議案の改正点の1つである開示の請求に本人の委任状による代理人請求ができるようになることに強い懸念の意を表したいと思います。事情により専門家への委任が必要な例もあることは理解しております。しかし、なりすまし等での情報流失により悪用される可能性があることは払拭できるものではありません。完全なセキュリティを自信を持って約束するのは、町長でしょうか、窓口担当職員でしょうか。全国の自治体担当者からマイナンバー制度への疑問の声もあがっております。

また、政府の徴税強化や社会保障の削減に利用されるのではないかとの不安を訴える方もおられます。

町の立場は理解し、マイナンバー制度の事務的に進めておられる件については特に反対とはいたしません、この制度導入への警鐘として町民の皆さんへお伝えいたしたく、反対意見といたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

5番、伴議員

○5番（伴吉晴君） 議案第37号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

本条例の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法において、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため必要な措置を定める必要があることから、本条例を改正するものであります。

国が決めた制度と考え方が違うから、その法律に基づく、地方で決める条例改正に対して反対する考え方は問題があるとあえて述べさせていただきます。

本条例の改正を行わない場合、特定個人情報の目的外利用の範囲が、番号法が定める範囲より拡大されるとともに、任意代理人による開示請求が認められなくなり、番号制度への本人参加の権利行使の一つの手段を奪う結果になってしまうなど、住民生活に支障が出ることは明らかであります。

以上のことから、斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例について賛成するものであります。議員の皆さまのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第37号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） それでは、議案第38号の反対意見を申し述べます。

今回、教育委員会制度の改正に伴い教育長が一般職から特別職となることを契機として、議会議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の適正な額について斑鳩町特別職報酬等審議会へ諮問され、その答申を受けて一連の関係条例の改正案が提出されたものであります。

前回、平成18年10月の諮問では、約7パーセントの減額の答申がなされました。斑鳩町議会は、それ以前の平成18年3月議会において、自発的に議員定数16名から1名減、同時に報酬においては約7パーセント減の改正を行いました。また、それ以前からも、費用弁償の廃止、当時、町村議長会が主催する海外研修への派遣の凍結、視察研修の日数の短縮、政務調査費の見送り等、目に見える費用、見えない費用などの細かい点について、常に財政運営、財政健全化の観点から改善を心がけてまいりました。

また、最近では、議員定数15名から2名減の13名とし、議会費の大幅な削減、それでいて議会の機能を維持し、職責を果たすべく、ぎりぎりの選択を行いました。

今回の答申においては、議会関係の歳費の改定率3パーセント増であり、約9年間の財政健全化に向けた方向性に逆らうものではないとの認識のもと、斑鳩町特別職報酬等審議会の答申を尊重すべきだと思っております。

しかし、9年前の平成18年度当時と平成26年度の財政力指数がほぼ横ばい状態の現状を鑑み、また、今後ますます財政難が予想される中、平成18年当時、この議会に席を置き、議会自らの減額措置に賛成した私としましては、今回の報酬増の条例改正には賛成できません。

以上が、本条例の私の反対意見です。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 議案第38号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、賛成する立場から意見を申し述べます。

本条例の改正は、議会議員の報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の適正な額及

び実施期日に係る斑鳩町特別報酬等審議会への諮問に対する答申の内容を受け、議会議員の報酬月額について改正が行われるものであります。

斑鳩町特別職報酬等審議会においては、複数回における慎重な審議を経て、奈良県内の5つの類似団体と比較したところ、斑鳩町議会の報酬月額が他の団体に比べ低い水準であったことから、改定すべきとする結論に達せられたものであります。

議会議員の報酬月額の改定にあつては、第三者機関の意見を聞くことにその一層の公正を期する必要があると、当審議会が出された答申の内容は重く受け止める必要があると考える次第であります。

以上のことから、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するについて賛成するものであります。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第38号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第39号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） それでは、議案第39号の反対意見を申し述べます。

先ほどの議案第38号の反対意見でも述べましたとおり、今回の斑鳩町特別職報酬等審議会の答申については尊重すべきであるとの認識を持っています。

給与において約2.6パーセントの増は、9年間の給与の据え置きを考慮し、許容される範囲であると考えます。また、自らの意思で給与を減額された減額率、町長8パーセント、副町長5パーセントの終了についても、ほかからは強制されるべきものではないとの観点から了承できます。

しかし、今回新たに支給される地域手当については、理解できません。今まで全く支給されていなかった地域手当を、なぜ今回から支給されるのか。斑鳩町特別職報酬等審議会の答申では、今回の比較対象団体全てが特別職に対し支給されている状況であるか

らとされていますが、なぜ今まで支給されていなかったのか、その理由については言及されていません。

そもそも地域手当とは、一番低い賃金体系の地域を基準に公務員の賃金表が作成されている。だから、賃金の高い地域では、その高さの割合に応じて地域手当が支給されるものということです。総務常任委員会の本件の提案説明の質疑の中で、理事者側の答弁として、特別職についてそういった地域手当を支給するということがあまり念頭になかったというふうに考えている、と述べられています。

私は、この地域手当は一般職の職員に適用される制度であって、特別職には当てはまらないものと考えています。今までの斑鳩町特別職報酬等審議会の委員の方々も同じ思いで、特別職に地域手当を支給することは考えられなかったのではないのでしょうか。

なぜ今まで支給されていなかったのか、納得できる説明のない支給については認めることはできません。

なお、この案件については、修正案提出を模索していたことを申し添えておきます。

以上が、本条例の反対意見です。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） それでは、議案第39号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

このたびの改正は、先の議案第38号と同様に、斑鳩町特別職報酬等審議会への諮問に対する答申の内容を受け、町長及び副町長の給料の額等について改定が行われるものであります。

斑鳩町特別職報酬等審議会においては、人口と産業構造が斑鳩町と同じ区分の類似団体として位置づけられている県内の5団体と比較して斑鳩町の町長及び副町長の給料月額等の額が低い水準であったことから、それぞれ最も高い額及び最も低い額の団体を除いた平均額をもって町長及び副町長の適正な給料月額として改定すべきとする結論に達せられたものであります。

また、答申書では、町長及び副町長への地域手当の支給について及び平成19年4月1日から現在にいたるまで町長及び副町長の給料の減額措置が継続して実施されている状況について、当該審議会において特別職の給料の適正な額について慎重に審議を行い、特別職に支給されるべき額を決定されたものであり、この答申内容を踏まえ、適切な措置を講じるよう付言されているところであります。

町長及び副町長の給料等の改定にあつては、第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると、斑鳩町に在住されている各方面の学識を有する方々で構成された当該審議会が出された答申の内容は重く受け止める必要があると考える次第であります。

以上のことから、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について賛成するものであります。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第39号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第40号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） それでは、議案第40号の反対意見を申し述べます。

先ほどの議案第39号の反対意見でも述べましたとおり、今回の斑鳩町特別職報酬等審議会の答申については尊重すべきであるとの認識を持っています。

給料において約4.9パーセントの増は、一般職から特別職になったため及び9年間の給与の据え置きを考慮し、許容される範囲であると考えます。また、自らの意思で給与を減額された減額率3パーセントの終了についても、ほかから強制されるべきものではないとの観点から了承できます。

しかし、議案第39号のときにも述べましたように、今回新たに支給される地域手当については、同じように理解できませんし、特別職になった教育長に地域手当を支給することには賛成できません。

なお、この案件につきましても、修正案提出を模索していたことを申し添えておきます。

以上が、本条例の私の反対意見です。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

1 番、宮崎議員。

○1 番（宮崎和彦君） それでは、議案第 40 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

本条例の改正は、先の議案第 39 号と同様に、斑鳩町特別職報酬等審議会への諮問に対する答申の内容を受け、教育長の給与の額等について改定が行われるものであります。

斑鳩町特別職報酬等審議会においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による教育委員長と教育長とを一本化した新たな教育長としての適正な給与を月額について答申されるとともに、町長及び副町長と同様に、教育長への地域手当の支給及び給与の減額措置が継続して実施されている状況について、当該審議会において特別職の給与の適正な額について慎重に審議を行い、特別職に支給されるべき額を決定したものであり、この答申の内容を踏まえ適切な処置を講じるよう付言されているところであります。

教育長の給与等の改定に当たっては、第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると、斑鳩町に在住される各方面の意見を有する方々で構成された当該審議会が出された答申の内容は重く受け止める必要があると考えるものであります。

以上のことから、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について賛成するものであります。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、議案第 40 号については、賛成多数で可決いたされました。

続いて、議案第 41 号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第４２号 平成２７年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４２号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第４３号 平成２７年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４３号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第４４号 平成２７年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４４号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第４５号 平成２７年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４５号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第４６号 平成２６年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第2号 平成26年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。

11番 濱議員。

○11番(濱眞理子君) それでは、認定第2号 平成26年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対意見を述べます。

まず申しあげますのは、マイナンバー制度についてです。実施の来年1月のスタートに必要な準備が進められてきました。この制度は、国民の氏名、住所など基本的な項目に加え、年金や預貯金、税等の納税履歴に加え、医療歴などを一括管理するもので、本来尊重されるべき個人の身上に多大な制限を与えるものです。また、安全面では、そのデータの流出や犯罪利用防止への取り組みは万全とは言い切れず、それを危惧する声も多くあがっております。私は、この制度導入自体に賛成できないという立場から、反対理由の1つにあげさせていただきます。国の施策のため、町での対応は国・県に準じてとり行うということについては理解しております。しかし、住民の最も身近な町であるからこそ、住民を守る姿勢を重要視し、国や県へも物申す気概ある町政を望むものです。

町の職員体制についての意見を述べます。臨時職員の数と正規職員の数は195人対167人となっており、臨時職員が正規職員並みの仕事をされておられるのが現状です。また、長時間労働の問題も深刻です。この改善への取り組みに進展が見られず、残念であり、同意しかねます。改善を求めるとともに、労働者派遣法の成立に伴い、全労働者への権利侵害や不当な規制等から労働者を守るための模範となっていただきますよう、強く要望するものです。

また、人件費や経費節減の面を捉え、民間委託や一部負担導入に道を開く発言がありましたが、私は強い懸念を持っております。自治体は企業ではなく、自治体として質の高い施策をとり行うことこそ住民の納税への理解が高まることにつながると考えております。

シルバー人材センターへの委託問題に意見を述べます。議会との懇談会でセンターから述べられ、また、今議会では陳情書も提出されております事項についての町見解に対

し、強く改善を求めるものです。会員数の伸び悩みや発注量の低下と財政面での苦勞が深刻化しており、町の発注金額では時給換算金額が最低賃金を大きく下回っているなど、今後の事業展開が心配されています。最低賃金を下回ることのない請負金額を保証するよう求めるものです。事業は民間事業者の経営を圧迫しない配慮が必要とされておりますが、あまりにも低い請負金額設定は、地域の賃金水準を下落させるという点から問題があるのではないのでしょうか。その影響が、シルバー人材センターのみならず斑鳩町全体に大きくわたることを危惧するものです。シルバー人材センターの事業は生きがい対策事業と位置づけられていることは周知のところでありますが、社会参加や勤勞意欲、そして生きがいを感じていただけるためには、町としてより一層の努力、配慮が必要だと考えます。町は、近隣町の状況を含めて、センターと町がお互いに歩み寄り、一致点を見出せるように努力すべきだと思います。現時点での町見解に対して納得しかねることから反対理由とするものです。

住民の要求である学童保育の時間延長についての改善姿勢が見られなかったことも、反対意見から外すわけにはいきません。また、人事考課制度や小中学校でのなかまの本の購入、パークウェイ事業等に関しても問題ありとっております。

以上、反対意見を述べましたが、一般会計は多岐にわたる項目を一括審議するため、反対する項目ばかりではありません。評価できる点も多く、今後も町の努力に期待するものです。来年度の予算編成に私の意見が反映されることを要望いたしまして、反対意見を終わります。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） それでは、認定第2号について、賛成意見を申し述べます。

超高齢・人口減少社会を迎え、住民生活の安定を最優先に考えた行政サービスを継続的、効果的に進めなければならない市町村の責任は、ますます重たいものとなっております。

そうした状況のもと、平成26年度一般会計予算は、予算の執行を通し、新たに乳幼児B型肝炎ワクチン接種費の助成、空き地の適正管理、スズメバチ被害防止対策、小型家電の資源化、エリアメール、命のパスポートなどに取り組みされました。

ただ、今後の町財政を見ますと、超高齢・人口減少社会が到来する中で、生産人口の減少により税収入が減収する一方、国民健康保険を初めとした社会保障への繰り出し、そして公共下水道への繰り出しなど、財政負担の増加は避けられません。町におかれま

しては、住民に十分理解していただけるよう、丁寧な説明をもって健全な財政運営を努められることをお願いして、賛成意見といたします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、認定第2号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第3号 平成26年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第4号 平成26年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第5号 平成26年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第6号 平成26年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第7号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番(濱真理子君) それでは、平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての反対意見を申し上げます。

ことしの敬老の日をお迎えの100歳以上の方は、全国で6万人を超えたと聞きます。平均寿命は、男性80.50歳、女性86.83歳と毎年更新をしております。高齢者の方々がお元気で長生きをしてくださるのが希望ですが、なかなかそうはいかないのが現状ではないでしょうか。加齢により、罹患率が高まり、抵抗力や治癒力の低下等が相まって、医療の利用がふえ、長期化する傾向にあります。就労されている方は年齢とともに減少し、年金での生活を送られておられる方が大半ではないでしょうか。物価上昇、年金削減、消費税のたび重なる増税など、生活を圧迫するものがめじろ押しにある中、この後期高齢者医療の保険料も値上げされました。

また、社会情勢は、中高年から若者まで雇用や収入が不安定であり、高齢のご両親への支援に不安をお持ちです。年齢によって医療受診を差別することは、世界的にも疑問視されております。後期高齢者という線引きにより困われた方々は、戦後70年の日本をまさに復興・発展させてきた方々です。線引きをするのなら、後期高齢者の医療費を無料にする方向が望ましいと考えております。この制度自体に反対の立場から、本議案に反対するものです。

町は広域連合にかわっての業務をされているだけですが、町としての意見を述べられる機会には、ぜひとも高齢者の方々への敬愛、ねぎらい、慈しみの気持ちを表明し、制度の改善が進むようにご努力くださることを願ひまして、反対意見とさせていただきます。

○議長(中西和夫君) 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

2番、小林議員。

○2番（小林誠君） それでは、認定第7号 平成26年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を申し述べます。

後期高齢者医療制度の運営主体は、県内全ての市町村が加入する広域連合で、資格の管理、保険料の賦課決定、医療の給付を行っております。市町村は、法令の規定により特別会計を設置し、町民の身近な窓口として、保険料の徴収事務、その他各種申請の受け付けや保険証の引き渡しなどを行っているものであります。

反対者はその理由として、後期高齢者医療制度の問題及び保険料率等について触れられておりますが、後期高齢者医療制度の運営や保険料率につきましては、県内の市町村議会議員及び市町村長で構成された広域連合議会において決定されるものであり、市町村には決定する権限はないものであります。

このことから、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては特段に反対する理由もなく、賛成するものであります。議員の皆さまにおかれましては、ご賛同よろしくお願いをいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、認定第7号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第8号 平成26年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、陳情第2号 高齢者が地域で活躍できる場の拡大に取り組むシルバー人材センターへの支援の要望についてお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり趣旨採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、満場一致で趣旨採択いたされました。

続いて、日程5. 各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

各常任委員長から、先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程6. 議会運営委員会の先進地視察についてを議題といたします。

議会運営委員長から、先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程7. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よ

ろしくお願いをいたします。

続いて、日程 8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくをお願いをいたします。

ここでお諮りいたします。

皆さまのお手元に配布いたしております、追加日程 1. 研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程 1 を日程に追加し、審議することに決しました。

それでは、追加日程 1. 研修会への参加派遣についてを議題といたします。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第 130 条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第 19 条の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、研修会への参加派遣については、満場一致をもって承認いただきました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長(小城利重君) 平成 27 年第 4 回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてなど 22 議案を上程させていただきましたところ、議員皆さまには、去る 9 月 1 日の初日から本日まで

で終始ご熱心にご審議を賜り、全て原案どおり可決を賜りまして、深く感謝を申し上げますとともに、心よりお礼を申し上げます。

さて、去る9月10日、北関東・東北では、記録的な豪雨により堤防が決壊し、大変な被害となっています。亡くなられた方のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、一日も早い復興を願うものであります。

本町におきましても、防災体制の徹底を図り、災害時にあっては、迅速かつ的確な対応を行ってまいります。

終わりに、ことしは秋の訪れが早く、朝夕は肌寒い日もありますので、議員皆さま方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛いただきますようお願い申しあげまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成27年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時40分 閉会）